

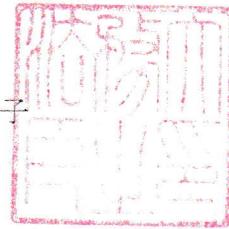


法務省刑総第423号
令和2年4月24日

行政文書不開示決定通知書

上 脇 博 之 様

法務大臣 三 好 雅 子



令和2年2月27日受付第57号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

- 不開示決定した行政文書の名称（行政文書開示請求書に記載された名称等）
以下の請求する行政文書の名称等のうち、(1)③及び(2)の行政文書
「安倍晋三内閣は、今年1月31日の閣議において、黒川弘務東京高検検事長の勤務を半年延長し8月7日までと決定したが、法務省が国家公務員法の定年延長制を検察官に適用することに関し、
(1) 閣議決定前に、法務省が、①内閣法制局に相談した内容を記録した文書（電子メールを含む。以下同じ。）、内閣法制局からの回答を記録した文書、②人事院に相談した内容を記録した文書、人事院からの回答を記録した文書、③安倍総理（秘書官ら総理側近を含む）または内閣官房からの何らかの指示または相談の内容を記録した文書、法務省が回答した内容を記録した文書、
(2) 閣議決定後に、法務省が、①内閣法制局に相談した内容を記録した文書（電子メールを含む。以下同じ。）、内閣法制局からの回答を記録した文書、②人事院に相談した内容を記録した文書、人事院からの回答を記録した文書、③安倍総理（秘書官ら総理側近を含む）または内閣官房からの何らかの指示または相談の内容を記録した文書、法務省が回答した内容を記録した文書」
- 不開示とした理由
開示請求に係る行政文書は作成又は取得しておらず、保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規